## 発議案第1号

# ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月4日

## 習志野市議会議長

清 水 大 輔 様

提出者	習志野市議会議員	関	根	洋	幸
賛成者	習志野市議会議員	田	中	真力	总郎
"	"	宮	本	博	之
"	"	小	JII	利村	支子
"	"	央		重	則
"	"	佐	野	Œ	人
"	"	谷	岡		隆
"	"	宮	内	_	夫
11	<i>II</i>	藤	崎	ちさ	ב צַ

### ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議

国際社会の懸命の努力にもかかわらず、2月24日にロシアはウクライナへ の軍事侵攻を開始した。

このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を 侵害し、ウクライナ国民が有する戦争による恐怖と欠乏から免れ、平和のうち に生存する権利を侵害するものであり、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違 反であり、武力による威嚇及び武力の行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であ る。

カによる一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしているのは 言語道断であり、本市の掲げる「核兵器廃絶平和都市宣言」と到底相入れず、 強く非難する。

よって、本市議会は、政府において、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、速やかな平和の実現のため、ロシアに対する制裁、軍の即時撤収、ウクライナに対する人道支援を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行うことを強く求める。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習志野市議会

#### 提案理由

本案は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に関し、政府に対して、事態に迅速かつ厳格な対応を行うことを強く求め、標記決議を行うものである。

### 発議案第2号

北朝鮮の金正恩氏による本年年初以来度重なる弾道ミサイル等の日本海への発射に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月23日

# 習志野市議会議長

清 水 大 輔 様

北朝鮮の金正恩氏による本年年初以来度重なる弾道ミサイル等の日本 海への発射に抗議する決議

金正恩氏が北朝鮮の最高指導者となって以降、弾道ミサイル等の開発が加速 度的に実行されている。特に本年1月には7回も発射され、また、ミサイルの 種類や性能、発射方法、軌道等も多岐にわたっており、我が国をはじめ世界に 対して軍事的挑発のレベルを高めている。

弾道ミサイルと核弾頭は関係が深く、弾道ミサイルに搭載する核弾頭の小型 化にも一定の成果を収めていると思料される。さらに、最近では、核実験や大 陸間弾道弾(長距離弾道ミサイル)発射の凍結破棄を示唆する発言もしている。

よって、本市議会は、国連を含む国際社会の要求に一切耳を傾けず、このような一連の、特に本年1月に7回もの弾道ミサイル等を日本海に向け発射している北朝鮮の金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習志野市議会

#### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、北朝鮮による本年年初以来度重なる弾道ミサイル等の日本海への発射に抗議するため、標記決議を行うものである。

## 発議案第3号

気候変動危機打開のため石炭火力発電から再生可能エネルギーへの転換を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月23日

# 習志野市議会議長

清 水 大 輔 様

提出者	習志野市議会議員	入	沢	俊	行
賛成者	習志野市議会議員	佐	野	正	人
<i>''</i>	"	央		重	則
<i>''</i>	"	宮	内	_	夫
<i>''</i>	"	藤	崎	ちる	<u>*</u> =
<i>''</i>	<i>II</i>	谷	岡		降

気候変動危機打開のため石炭火力発電から再生可能エネルギーへの転換を求める意見書

「気候変動問題は、人類史上最も重要な課題です。しかし、解決策はシンプルです。小さな子どもでもわかります。温室効果ガスの排出を止めるのです」 (グレタ・トゥーンベリ)。今、全世界で気候危機打開の具体的な行動が求められている。

昨年10月、英国グラスゴーで開かれた国連気候変動枠組条約第26回締約 国会議は、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ「1.5度に制限する」こと を確認し、二酸化炭素排出量を令和32年までに実質ゼロにするため、令和1 2年までに世界全体で平成22年比45%削減する重要性を強調した。

日本政府の令和12年目標は平成25年比46%削減で、平成22年比だと41.6%減にしかならず、世界水準から見て低い数値目標になっていること、また、二酸化炭素排出量が格段に多い石炭火力発電に固執する政策に国際的な批判が集まった。

締約国会議では「脱石炭」だけでなく石油などを含む「脱化石燃料」への動きも進み、英国、米国など20か国以上は化石燃料事業への新規の公的融資停止に合意したが、日本は参加していない。国内では、福島県広野町で石炭火力発電所が昨年11月に営業運転を開始した。さらに全国8か所で火力発電所が建設中である。政府は、昨年10月に令和12年に電源構成の2割近くを石炭火力に依存する第6次エネルギー基本計画を閣議決定し、二酸化炭素排出削減に消極的である。

日本は世界第5位の二酸化炭素排出国であり、長期にわたり二酸化炭素を排出し続けてきた先進国として、二酸化炭素排出削減へ強い責任を負っている。

よって、本市議会は政府に対し、気候変動危機打開の具体的な行動として、 一刻も早く石炭火力から撤退する政策に転換し、再生可能エネルギーへの転換 を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長 清 水 大 輔

# 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

### 発議案第4号

オミクロン株の猛烈な感染拡大に対し感染拡大防止のため千葉県に「感 染拡大傾向時の一般検査事業」の継続と拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月23日

### 習志野市議会議長

清 水 大 輔 様

オミクロン株の猛烈な感染拡大に対し感染拡大防止のため千葉県に「感染拡大傾向時の一般検査事業」の継続と拡充を求める意見書

令和3年12月28日より千葉県が「感染拡大傾向時の一般検査事業」を開始した。無症状者を対象としたPCR検査等無料検査の実施は、感染急拡大の抑止に有効であり、一定の前進である。

しかし、この「一般検査事業」の期間は、当初の「令和4年1月31日まで」から「当面の間」に延長したが、来年度予算には同事業は計上されていない。オミクロン株の市中感染をはじめ、新型コロナウイルス感染症が猛烈な勢いで感染拡大する中、短期間で事業を終えることは、感染拡大の大波を抑え込む上であまりにも短すぎる。また、同事業について市民からは、「どこで検査ができるのか分からなかった」、「検査に行ったがキットがなく検査してもらえなかった」、「受け付けてもらえなかった」などの声が多く聞かれている。

今後、オミクロン株の市中感染が広がり「第6波」の下で、いつでも、だれでも、PCR検査等無料検査ができるようにすることが必要である。その際に、対象者、検査場所、検査のための手続きなどの情報を、市民や県民に広く周知徹底を行うことも必要である。

よって、本市議会は千葉県に対し、「感染拡大傾向時の一般検査事業」の継続と拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長 清 水 大 輔

提案理由

本案は、千葉県知事に対して、標記意見書を提出するものである。